

Ⅲ 財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記

該当するものはない。

2 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、退職給付引当金を計上している。なお、退職給付債務は、期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 会計方針の変更

会計方針の変更はない。

4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
文化事業基金積立資産	81,050,000	0	0	81,050,000
退職給付引当資産	19,118,257	2,937,000	97,767	21,957,490
特定寄附金資産	1,000,000	0	0	1,000,000
小 計	101,168,257	2,937,000	97,767	104,007,490
合 計	201,168,257	2,937,000	97,767	204,007,490

5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	100,000,000	(100,000,000)	—	—
小 計	100,000,000	(100,000,000)	—	—
特定資産				
文化事業基金積立資産	81,050,000	(81,050,000)	—	—
退職給付引当資産	21,957,490	—	—	(21,957,490)
特定寄附金資産	1,000,000	(1,000,000)	—	—
小 計	104,007,490	(82,050,000)	—	(21,957,490)
合 計	204,007,490	(182,050,000)	—	(21,957,490)

- 6 担保に供している資産
該当するものはない。
- 7 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当するものはない。
- 8 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
該当するものはない。
- 9 保証債務等の偶発債務
該当するものはない。
- 10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当するものはない。
- 11 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の 名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
春日井市補助金	春日井市	0	165,711,868	165,711,868	0	
委託料						
文化事業受託収益	春日井市	0	6,040,130	6,040,130	0	
春日井市指定管理料	春日井市	0	113,552,657	113,552,657	0	
助成金						
受取民間助成金	文化庁始め6件	0	3,063,684	3,063,684	0	—
広告料						
自主事業広告収益	春日井不二太鼓 始め7件	0	120,000	120,000	0	
合 計		0	288,488,339	288,488,339	0	

- 12 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当するものはない。
- 13 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当するものはない。
- 14 関連当事者との取引の内容
該当するものはない。
- 15 重要な後発事象
該当するものはない。

IV 附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、財務諸表の注記において記載をしている。

2 引当金の明細

引当金の明細は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	19,118,257	2,937,000	97,767	0	21,957,490